

大阪府私立学校耐震化緊急対策事業費補助金交付要綱

（目的）

- 第1条 府は、大阪府域に所在する私立の幼稚園、認定こども園（ただし、幼稚園部分に限る）、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校高等課程（以下「私立学校」という。）の施設の耐震化を促進し、園児、児童、生徒及び教職員等（以下「生徒等」という。）の安全確保への取組みを支援するため、私立学校を設置する学校法人（幼稚園については、個人及び宗教法人が設置者である場合を含む。また、幼保連携型認定こども園については、平成26年度に大阪府私立幼稚園経常費補助金又は大阪府私立幼稚園教育研究費等補助金の交付を受けたものに限る。以下「学校法人等」という。）に対し、予算の定めるところにより、大阪府私立学校耐震化緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85条。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、知事とあるのは大阪府教育長（以下「教育長」という。）と読み替えるものとする。

（補助事業等）

- 第2条 補助金の補助対象者、補助対象施設、補助対象事業、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

- 第3条 規則第4条第1項の申請にあたっては、次に掲げる書類を、教育長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。
- （1）補助金交付申請書（様式第1号）
 - （2）要件確認申立書（様式第1号の2）
 - （3）暴力団等審査情報（様式第1号の3）
 - （4）前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び通知）

- 第4条 教育長は、前条の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付決定を行い、当該学校法人等に対し、その結果を通知するものとする。

（事業内容の変更等）

- 第5条 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更をしようとする学校法人等は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により、補助事業内容変更承認申請書（様式第2号）を教育長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金額に変更をきたすことがない場合はこの限りではない。
- 2 補助事業を中止又は廃止しようとする学校法人等は、規則第6条第1項第3号の規定により、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を教育長に提出し、承認を受けなければならない。

（補助金の交付の条件）

- 第6条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げる条件とする。
- （1）補助金は、第2条に規定する経費に充当すること。
 - （2）補助事業により施設又は設備を整備する場合は、特別の理由のある場合を除き、入札又は三者

以上から見積書を徴し、契約書を作成し、経費の効率的使用に努めること。

(3) 補助金の交付を受けた学校法人等（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る収入及び支出を記録した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関する全ての関係書類とともに補助事業の完了又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存すること。

(4) 補助事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従うこと。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第7条 補助金の交付の申請をした学校法人等は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定による報告は、補助事業実績報告書（様式第4号）を補助事業の完了した日又は補助金の交付の決定に係る府の会計年度が終了した日の翌日から起算して30日以内に教育長に提出することにより行われなければならない。

（補助金の交付）

第9条 教育長は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。ただし、教育長は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

2 前項ただし書きの規定による補助金の交付を受けようとする学校法人等は、規則第7条の規定による通知を受け取った日以後、速やかに補助金交付請求書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

（財産の処分の制限等）

第10条 規則第19条ただし書の規定により教育長が定める期間並びに同条第4号及び第5号の規定により教育長が定めるものは、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成14年文部科学省告示第53号）又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の例による。

2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を処分しようとするときは、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。ただし、教育長が別に定める財産処分承認基準に該当する場合はこの限りでない。

3 補助事業者が、前項の規定による教育長の承認を受けて、取得財産等を処分したことにより収入がある又はあると見込まれるときは、教育長は、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部に相当する金額を府に納付させることがある。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 8 月 10 日から施行し、平成 28 年度の補助事業から適用する。
- 2 この要綱は、平成 31 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。

〔別表〕

1. 耐震診断

補助対象者	補助対象施設	補助対象事業	補助対象経費	補助率
学校法人等	原則、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）で定める新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行。以下「新耐震基準」という。）前の基準により建築された建物（校舎、講堂、屋内運動場、児童生徒等の寄宿舍、食堂、課外活動施設及び学外研修施設等。以下「教育施設等」という。）とする。ただし、学校法人等が所有し、現に私立学校の用途として使用しているものに限る。	「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に定める方法により、平成 28 年度中に行う耐震診断事業とする。ただし、診断のみ実施し、耐震改修工事等を実施しない場合も補助対象とする。	生徒等の安全を確保するために必要な耐震診断に要する経費（ただし、目視等による簡易なものを除く。）とする。ただし、教育長が別に定める額を上限とする。	補助対象経費の 1 / 6 以内

2. 耐震改修

補助対象者	補助対象施設	補助対象事業	補助対象経費	補助率
学校法人等（個人及び宗教法人にあっては、学校法人立に組織変更をし、交付決定年度までに設置認可がなされ、当該完了年度又は当該交付決定年度の翌年度から幼稚園又は幼保連携型認定こども園を開設する場合に限る）	原則、新耐震基準前の基準により建築された教育施設等（学校法人等が所有し、現に私立学校の用途として使用しているものに限る。）で、構造耐震指標（以下「 I_s 値」という。）がおおむね 0.7 に満たないことが認められ、かつ、平成 28 年 10 月末までに当該教育施設等に係る耐震化実施計画書が提出され、その内容について教育長が認めるもの。（ただし、平成 28 年度末までに耐震診断を完了し、かつ、平成 30 年度末までに改修工事を完了するものに限る。）	補助対象施設に係る生徒等の安全を確保するために必要な耐震改修事業とする。なお、改修後の I_s 値がおおむね 0.7 を超えること、又は当該改修によってこれと同程度の耐震性能が得られることが認められる場合に限る。	生徒等の安全を確保するために必要な補助対象事業に要する経費（工事費、実施設計費）とする。ただし、教育長が別に定める額を上限とする。	補助対象経費の 1 / 6 以内

3. 耐震改築

補助対象者	補助対象施設	補助対象事業	補助対象経費	補助率
<p>学校法人等（個人及び宗教法人にあっては、学校法人立に組織変更をし、交付決定年度までに設置認可がなされ、当該完了年度又は当該交付決定年度の翌年度から幼稚園又は幼保連携型認定こども園を開設する場合に限る）</p>	<p>原則、新耐震基準前の基準により建築された教育施設等（学校法人等が所有し、現に私立学校の用途として使用しているものに限る）で、Is 値がおおむね0.7に満たないもの、かつ、平成28年10月末までに当該教育施設等に係る耐震化実施計画書が提出され、その内容について教育長が認めるもの。（ただし、平成28年度末までに耐震診断を完了し、かつ、平成30年度末までに改築工事を完了するものに限る。）</p>	<p>補助対象施設に係る生徒等の安全を確保するために必要な耐震改築事業（補助対象施設を除却し、引き続いて従前と用途が著しく異なる建物の建築にかかるもの）とする。</p>	<p>生徒等の安全を確保するために必要な補助対象事業に要する経費（工事費、実施設計費）とする。ただし、教育長が別に定める額を上限とする。</p>	<p>補助対象経費の1/6以内</p>